

中小企業信用保険法の規定に基づく5号認定（ロ）について

1 5号認定の概要

5号認定（ロ）とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき、**現在、業況の悪化している業種に属し、原油価格の上昇を転嫁できていない**中小企業者を区長が認定するものです。認定を受けることにより、セーフティネット保証制度を利用して、金融機関から融資を受けることができます。セーフティネット保証全般の詳しい説明は中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>) をご覧ください。

2 認定要件

5号認定（ロ）を受けるためには、以下の①認定基準のすべてを満たしていることが必要です。また、営んでいる業種（細分類ベース）が、単一か複数か等により、認定基準の具体的適用関係が異なるので、以下の「②認定要件」を参照しながら業種の検討を行い、業種の状況に対応した認定要件を満たしているか確認してください。

①認定基準

- 経済産業大臣が指定する**業況の悪化している業種**に属していること。
- 原油または石油製品の最近1か月間の平均仕入単価が、前年同期より**20%以上**上昇していること。
- 原油等の仕入価格が、製品等に係る売上原価の**20%以上**を占めていること。
- 当該業種の**最近3か月間**（申請月の前月（前月分の売上高等が未集計のときは、申請月の前々月を含む3か月のこと）の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

②認定要件

次の(1)～(3)の順序で業種の検討を行い、認定要件を満たしているか確認してください。
ただし、申請区分（兼業者であるかどうかなど）は、商工相談員がこれまでの認定の実績なども踏まえ面談時に判断しますので、申請者の判断と異なることもあります。その結果認定の対象外となる場合や、追加の資料を揃えて再度来庁していただく必要が生じる場合があります。判断がつかない場合や申請の書類を揃える前に業種や要件の確認をしたい場合は、業種の判断材料となる資料（登記事項証明書、会社案内、ホームページのプリントアウトなど）や決算書を持参し、事前に来庁し、相談してください。

- (1) 行っている業務が日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類ベース（4ケタの番号）でどの業種に当たるのか確認する。（注1）（日本標準産業分類の分類項目と内容は、品川区商業・ものづくり課、図書館などで閲覧できるほか、中小企業庁のホームページで確認できます。）

→<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

（注1）企業の売上高全体について検討する必要があります（農業、風俗営業など信用保険の対象とならない業種も含む。）。

- (2) (1)で確認した細分類業種が、5号認定の指定業種に該当するか確認する。(1)で確認した細分類業種が複数の場合は、すべての業種について確認する

（5号認定の指定業種は、中小企業庁のホームページで確認できます。この指定業種リストに記載があるものが指定業種です。（注2））

【1月1日～3月31日までの指定業種の指定業種は下記からご確認ください】

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2018/1812205gou.pdf>

【4月1日～6月30日までの指定業種の指定業種は下記からご確認ください】

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2019/1903205gou2.pdf>

（注2）指定業種リストの「指定業種」欄に「～に限る。」「～を除く。」等記載されている場合は、指定業種の範囲もそれに従うことになります。

(3) (2)の結果に応じ、次の表のA～Dの順でいずれかの認定要件を満たしているかを確認する。

⇒満たしている場合は、申請区分に応じた「7 申請に必要な提出（提示）書類」を揃え、認定申請をしてください。A～Dの認定要件のいずれにも該当しない場合は、認定対象外です。

	(2)の結果（業種の状況）	認定要件	申請区分
A	(1)で確認した細分類業種が単一で、5号認定の指定業種に該当する ⇒〈単一事業者〉	企業全体の売上高の減少等（原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含む。）が認定基準を満たす	5号(口) －①
B	(1)で確認した細分類業種が2以上で、すべて5号認定の指定業種に該当する ⇒〈兼業者①〉		
C	(1)で確認した細分類業種が2以上で、そのうちの主たる業種（過去1年間で最大の売上高がある業種）が5号認定の指定業種に該当する ⇒〈兼業者②〉	主たる業種および企業全体の売上高の減少等（原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含む。）の双方が認定基準を満たす	5号(口) －②
D	全体の売上高のうち、5号認定の指定業種の売上高を分化して計算することができ、5号認定の指定業種の売上高の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えている ⇒〈兼業者③〉	以下の①～④のすべての要件を満たす ① 指定業種（注3）に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇 ② 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上（原油等への依存率） ③ 指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（指定業種に係る価格転嫁の状況） ④ 企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること（企業全体に係る価格転嫁の状況）	5号(口) －③

(注3) 複数の5号認定の指定業種の売上等がある場合でも、合算した値での申請ができます（指定業種ごとの売上高等の内訳までは計算不要）。また、運営しているすべての指定業種の売上高を計算する必要は必ずしもなく、一部の指定業種のみで認定要件を満たす場合、当該指定業種のみ分化して計算できれば申請することができます。

3 品川区での認定対象

法人：原則として品川区内に登記上の本店を有すること

個人・品川区内に主たる事業所を有すること

4 受付時間・場所

日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く。） **9：00～17：00**

※事前予約制になりますので予めご連絡ください。

場所：品川区商業・ものづくり中小企業支援係

（品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階）

○ 東急大井町線 下神明駅徒歩2分

○ JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 大井町駅 徒歩10分

TEL 03-5498-6334 FAX 03-5498-6338

5 認定手続き

- ① 「7 申請に必要な提出（提示）書類」に記載されている書類がそろったら、なるべく内容を把握している本人が認定手続きに来庁してください（金融機関の方の代理申請は受け付けません）。専門の商工相談員が面談し、資料をもとに認定に必要な要件を満たしているかを確認します。
- ② セーフティネット保証を利用する品川区の融資あつ旋（経営支援資金および経営安定化資金）の申込みをしたい方は、必要書類を用意することにより同時に手続きすることもできます。融資あつ旋について詳しくは、「平成30年度品川区融資あつ旋制度のご案内」を確認ください。
- ③ 確認ができれば、認定書を発行します。認定書の有効期間は、発行日から30日以内です。この期間内に金融機関を通じて、信用保証協会にセーフティネット保証制度の申込みをしてください。

6 その他

- ① 認定に必要な書類がそろっていない場合は認定できません。
- ② また、申請区分や兼業者であるかどうかなど（「2 認定要件」を参照）は、商工相談員がこれまでの認定の実績なども踏まえ面談時に判断しますので、申請者の判断と異なることもあります。その結果認定の対象外となる場合や、追加の資料を揃えて再度来庁していただく必要が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。申請の書類を揃える前に業種や要件の確認をしたい場合は、業種の判断材料となる資料（登記事項証明書、会社案内、ホームページのプリントアウトなど）や決算書を持参し、相談に来庁してください。

7 申請に必要な提出（提示）書類（申請のつど必要です。）

「2 認定要件」の「② 認定要件」の(3) で確認した申請区分や法人・個人の別などにより申請書や提出（提示）書類が変わります。次ページの表のうち必要とされるものを揃えてください。

	☑	申請区分等	書類	備考
1	☐	5号(イ)-①	5号認定(ロ)-①申請書 (区様式) 2部	※ 「6 実印」を持参できる場合は、事前の記入や準備は不要（申請しながら記入可能）
		5号(イ)-②	5号認定(ロ)-②申請書 (区様式) 2部	※ 「6 実印」を持参できない場合は、白紙の申請書を必要な認定書の2倍数分（例：認定書が2通必要な場合は4部）用意し、所定の場所に押印して持参のこと。押印の位置は、作成例を参照のこと
		5号(イ)-③	5号認定(ロ)-③申請書 (区様式) 2部	
2	☐	5号(イ)-①	5号(ロ)-①添付算出書	※ 品川区ホームページまたは窓口で様式を入手し、事前に入力または記入のこと
		5号(イ)-②	5号(ロ)-②添付算出書	
		5号(イ)-③	5号(ロ)-③添付算出書	
3	☐	すべての申請者	上記2の「添付算出表」に記載した 数値の根拠が客観的に確認できる資料 （具体的には次のⅠ～Ⅲの資料） Ⅰ 原油等の最近1か月および前年同期の平均仕入価格が確認できる書類 Ⅱ 原油等の仕入価格が製品等売上原価の20%以上を占めていることが確認できる書類 Ⅲ 最近3か月および前	※ 売上高が確認できる資料の例：月次試算表、売上帳（取引先の内訳が分かるもの、日計表形式になっているもの）など ※ <u>客観性の乏しい資料（月別売上のみ記載されているものなど）では受付不可</u> ※ 兼業者①・兼業者②・兼業者③の方は、添付算出表に記載した業種ごとの売上高や原油等の仕入価格を客観的に確認できることが必要。詳しくは、添付算出表の注意書きを参照のこと

			年同期の売上高および原油等の平均仕入価格が確認できる書類	
4	<input type="checkbox"/>	法人	法人税の確定申告書・決算書（一式）	※ 直近の2期分 ※ 税務署の受付印のあるもの（電子申告の場合は「受信通知」（メール詳細）を添付） ※ 別表、法人事業概況説明書等を含めた一式
		個人	所得税の確定申告書・決算書	※ 直近の2期分 ※ 税務署の受付印のあるもの（電子申告の場合は「受信通知」（メール詳細）を添付）
5	<input type="checkbox"/>	許認可業種を営んでいる申請者	許認可証のコピー	※ 許認可等の有無について不明な場合は、事前に所管官庁等に確認のこと
6	<input type="checkbox"/>	法人	会社実印	※ 実印を持参できない場合は、「1 申請書」（数値、業種欄などに記載をしていないもの）を必要な認定書の2倍数分（例：認定書が2通必要な場合は4部）用意し、所定の場所に押印して持参すること
		個人	個人実印	
7	<input type="checkbox"/>	法人のみ	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	※ コピーでも可
8	<input type="checkbox"/>		会社案内、HPのプリントアウトなど	※ 指定業種に該当していることの参考資料として

* 1 「申請書」以外の書類等は、面談終了後に返却します。書類はコピーでも可能ですが、その場合は全てをコピーしてください（特に法人の「4 法人税の確定申告書・決算書（一式）」は、別表、勘定科目等を含めた一式が必要です。）。